

令和2年度 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
業務継続計画（BCP）作成支援業指導者養成研修

障害福祉サービス事業者におけるBCP 新型コロナウイルス感染症発生時の 業務継続計画ガイドライン

2021年3月

ミネルヴァベリタス株式会社 顧問
信州大学 特任教授
本田 茂樹

1. 障害福祉サービス事業者におけるBCPとは

BCP（業務継続計画）とは何か

BCP : Business Continuity Plan
(業務継続計画)

大地震等の自然災害、感染症のまん延、テロ等の事件、大事故、サプライチェーン（供給網）の途絶、突発的な経営環境の変化など不測の事態が発生しても、**重要な事業を中断させない**、または**中断しても可能な限り短い時間で復旧させる**ための方針、体制、手順等を示した計画のことを業務継続計画（BCP）と呼ぶ

なぜ、障害福祉サービス事業者にBCPが必要か

障害福祉サービスは、利用者、家族等の生活を支える上で欠かせないものです。新型コロナウイルス感染症の流行が続く中、障害福祉サービス事業者においては、流行時のさまざまな制限下であっても適切な対応を行い、その後も利用者に必要なサービスを継続的に提供できる体制を構築することが必須です。

感染症の流行に備え、障害福祉サービスの業務継続のために平時から準備・検討しておくべきことや、発生時の対応などをまとめたBCP（業務継続計画）の作成が重要です。

障害福祉サービスを中断させない、そして 中断した場合は、速やかに復旧させる

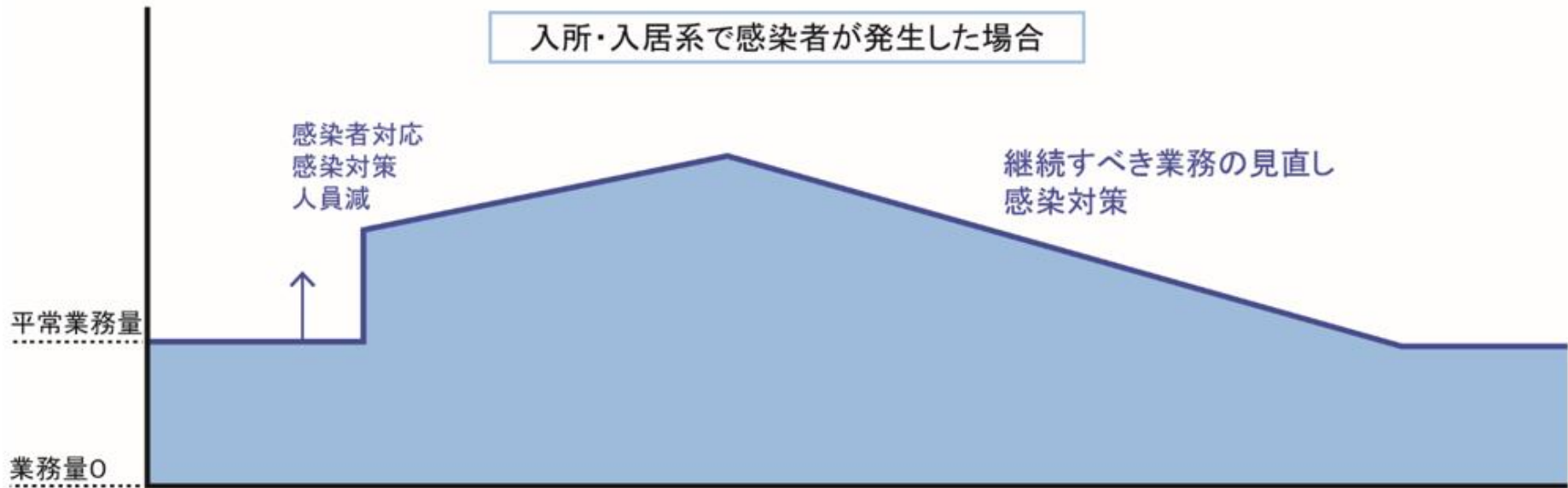
- 感染症の流行時でも、障害福祉サービスを中断させないためには、障害福祉サービスの提供に必要な資源の確保が重要
- 障害福祉サービスを提供するために必要な資源として、職員、そして防護具・消毒液等備蓄品などがある
- 障害福祉サービスのが中断してしまった場合は、障害福祉サービス提供に必要な資源を補って、速やかに復旧させる
- 職員が不足した場合は、それを補うとともに重要業務に優先して取り組む

2. 入所・入居系と通所系で異なる対応

～時間的経過がポイント

業務量の時間的経過に伴う変化（入所系）

入所・入居系で感染者が発生した場合

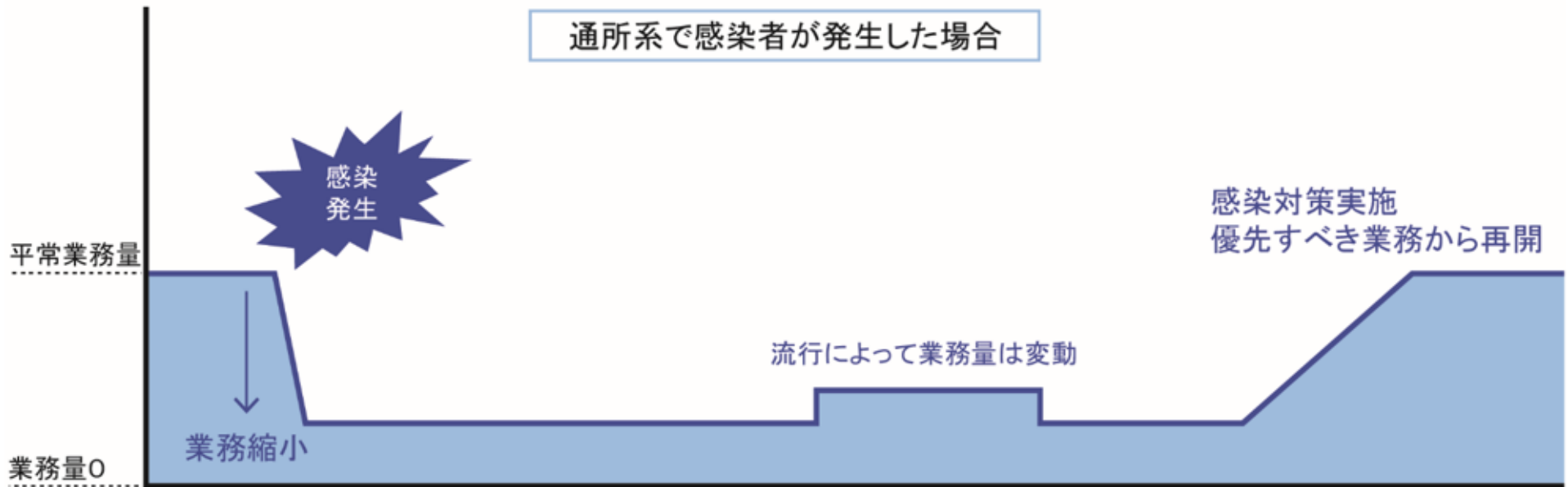


感染者への対応、そして感染防止対策を講じるなどの業務量が増えます。その一方、職員自身が感染する、あるいは濃厚接触者となるなど職員不足の状況により、対応可能な業務量が減ることも想定されます。優先的に継続する業務に絞り込みつつ、サービス提供を継続させます。

出典：「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部、令和2年12月）を基に作成

業務量の時間的経過に伴う変化（通所系）

通所系で感染者が発生した場合



流行の状況や感染者の人数、そして勤務可能な職員数などを踏まえた上で、業務の縮小や休業の検討を行います。
その後、優先すべき業務から再開させます。

出典：「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」
（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部、令和2年12月）を基に作成

3. 業務を中断させないためにすること

～障害福祉サービスの提供に必要な資源の確保

BCP（業務継続計画）は
感染症の流行が起こる前の
段階がとても重要

障害福祉サービスの提供に必要な資源の確保

- ◆ 業務を中断させないためには、障害福祉サービスを提供するために必要な資源を確保することが重要
 - 確保するべき資源には、**職員**、そして防護具・消毒液等備蓄品がある

【職員の安全確保】

感染拡大時に業務継続を図ることは、職員が感染するリスクを高めることとなります。したがって、労働契約法第5条（使用者の安全配慮義務）の観点からも、職員の感染防止のために適切な措置を講じることが使用者の責務となります。

職員を確保する

◆職員を感染症から守る

- 平常時から感染予防マニュアルを徹底する
 - 「3密」の回避（人との距離をとる）
 - マスクの着用と手洗い・手指消毒
 - 適切な換気
- 体調が悪いときは出勤しない など

防護具・消毒液等備蓄品を確保する

- ◆ 職員・利用者を守るためには備蓄が必須
 - 平常時から備蓄を進める
 - 感染疑い事例の発生への対応等で使用量が増加することを踏まえておく
 - 注文してから届くまでに時間がかかる場合もあるため、適時・適切に調達できるようにする
 - 調達先の情報は職員で共有しておく

4. 業務が中断した場合にすること

～足りない資源を補って業務を継続する

足りない資源を補って業務を継続する

- ◆ 足りない資源を如何に補うかがポイント
 - 準備をしても、障害福祉サービス提供に必要な資源が足りなくなることがあるため、それをどう補って業務を継続するかが重要
 - 例えば、職員が不足した場合は応援を送ってもらう、防護具が足りないときは自治体や事業者団体に相談するなどの代替策を講じることが必要

足りない資源を補う（防護具などの備蓄品）

防護具・消毒液等備蓄品の追加調達

- 平常時に備蓄することが大前提
- 通常の調達先から確保できない場合に備え、複数の事業者と連携しておく
- 自法人内で情報交換し調達先・調達方法を検討する
- 自治体や事業者団体に相談する など

足りない資源を補う（職員）

職員のやりくりを考える

- 職員のやりくりは、平常時から準備する
- 出勤情報の集約管理
- 同一法人内の別の施設に応援を要請
- 退職した職員に依頼
- 地域の連携する施設に応援を要請 など

職員が足りないときは**重要業務**に集中する

感染症流行時の業務

施設内の消毒、利用者家族への情報提供、部屋割り変更、感染疑い事例への対応 など

平常時に提供する
サービス提供

発生する業務
流行時に新たに

平常時からの継続業務

BCP

重要業務を優先して行う

多くの資源が限られる中
流行時でも優先するべき業務

職員が足りないときは重要業務に集中する

重要業務とは何か

- ◆ **重要業務**は、障害福祉サービスの中核部分で、平常時と同様に継続するべきこと（例）
 - 食事
 - 排泄
 - 与薬
 - 医療的ケア
 - 清拭 など
- ◆ 規模や頻度を減らすことを検討する（例）
 - 入浴
 - リハビリ など

準備は裏切らない

平常時にこそ

準備を進める